第5章 計画の推進体制

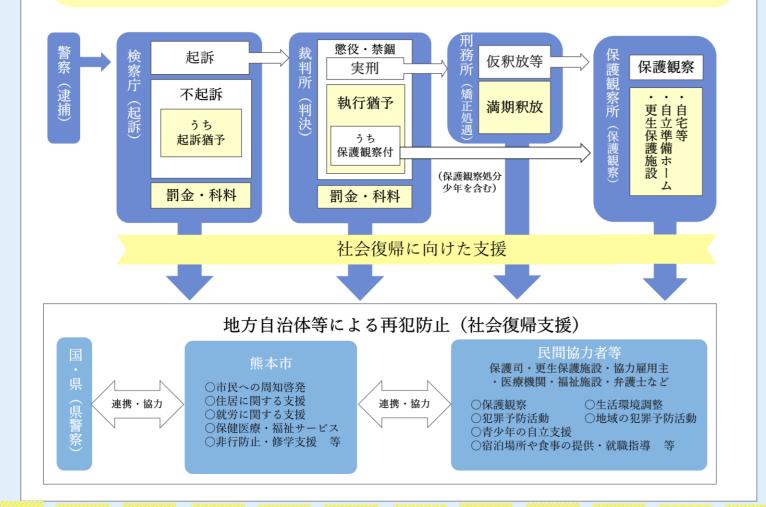
1 推進体制

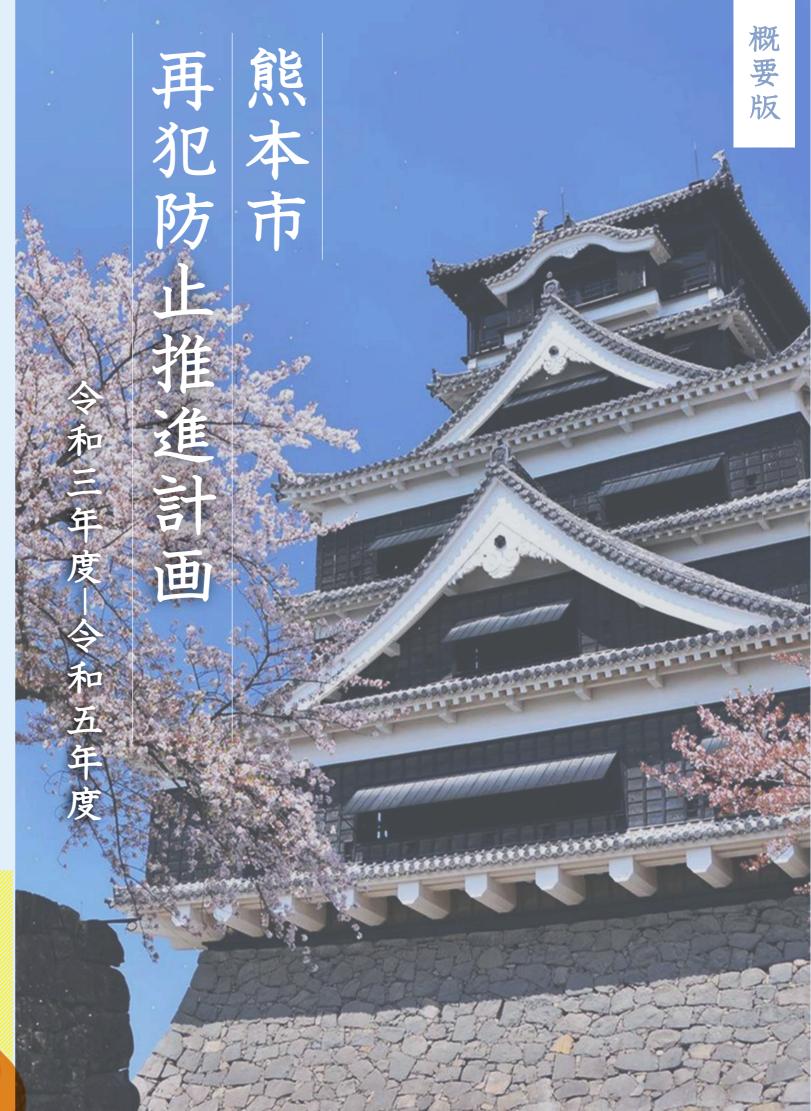
- (1) 熊本市の推進体制 再犯防止関係課長会議において、関連事業の進捗管理 及び施策の推進を行います。
- (2) 熊本市再犯防止推進連絡会等
- 熊本市再犯防止推進連絡会にて情報共有し、各施策 を総合的に推進します。
- 刑事司法関係機関・関係団体会議、熊本県再犯 防止推進連絡協議会等への参画とともに保護司会 との連絡会議を定期的に開催し、本計画を推進します。

進捗管理

- 関係機関・団体と連携し、定期的に 進捗状況の調査・分析及び評価を 行います。
- 必要に応じて計画の変更や事業 見直し等を行うなど、PDCAサイクル の考えを取り入れながら、効果的な 施策の推進に取り組みます。

再犯防止へのイメージ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ











熊本市再犯防止推進計画(素案概要版)

編集・発行:熊本市文化市民局市民生活部生活安全課この概要版は、「熊本市再犯防止推進計画」をもとに作成しています。

第1章 計画策定の趣旨

計画の目的

過去に犯罪をした人等が円滑な社会復帰を果たすことで再犯を防止し、 市民が犯罪被害を受けることがないよう「熊本市再犯防止推進計画」を 策定します。

計画の位置づけ

再犯防止等推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」

計画の対象者

犯罪をした人等で、更生の思いがあり、住居・就労の確保や保健医療・ 福祉サービス、修学等の支援が必要な人

必要に応じ、これらの家族と犯罪被害に遭われた人

第3章 基本理念·基本方針

基本理念

犯罪をした人等の人権を尊重し、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑 な社会復帰を支援することで再犯を防止し、「犯罪や非行のない、だれもが 安全で安心して暮らせる社会」の実現に寄与します。

基本方針

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び地域社会を構成 する一員となるよう、6つの推進施策に取り組みます。

成果目標

熊本市の刑法犯検挙人員中の再犯者数を450人以下とします。 (基準値:令和元年 564人)

第4章 施策の展開(主な取組)



国·県·関係団体 との連携強化と 広報・啓発の推進

(本編P27~P33)

住居の確保に

関する支援

(1) "社会を明るくする運動"の推進

- ・ "社会を明るくする運動"等を通じた人権啓発の取り組み
- ・ 再犯防止推進連絡会を通じた関係機関・団体等との連携促進 など

(2) 民間協力団体の活動促進

- ・保護司会等の更生保護ボランティアに対する活動支援
- ・支援対象者及び協力団体等に対するSNS等を活用 した情報提供 など



(1) 民間住宅への入居支援

- ・ 住宅確保要配慮者へのセーフティネット住宅の情報提供
- ・ 居住支援協議会等と連携した入居支援 など

(2)公営住宅への入居支援

- ・ 高齢者等の入居しやすい環境づくり
- ・ 市営団地の入居募集に関する情報提供 など



(本編P34~P39)

(1) 就労に向けた相談・支援等の充実

- ・「求人情報誌」の発行や「企業説明会」等の開催
- ・ 技能習得や資格取得に向けた講座の実施 など

(2)協力雇用主の活動に対する支援

第2章 再犯防止を取り巻く現状と課題

現状

- ●刑法犯検挙人員 1,107人
- ●近年の再犯者数 600人前後で推移 再犯者率 約50%
- ●刑法犯少年数 178人(令和元年) (全刑法犯検挙人員の約15%)
- ●矯正施設の再入者率 約6割 (再入者の約2割が住所不定、約7割が無職)

|再犯防止推進モデル事業 (就労支援)

- ●支援対象者・協力雇用主等へのアンケート調査
- ●「求人情報誌」の発行、「企業説明会・個別面談会」・ 「企業セミナー」・「介護職員初任者研修養成講座」の実施など

刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率 (熊本市) (人) 2,000 1.500 1,000 44.8% 500 平成27年 平成30年 会和元年 平成29年 ★挙人員 //// 再犯者 **→**再犯者率

資料;熊本県警察(暦年)

課題

- ●支援対象者の更生に対する市民や地域社会の理解促進
- ●帰住先(住まい)や就労先の確保
- ●少年の地域社会全体での見守りと関係機関等の連携
- ●高齢者・障がい者等への必要に応じた医療・福祉サービスの情報提供や特性に応じた支援 など

4

5

保健医療· 福祉サービス の利用促進

(本編P47~P52)

非行の防止と

修学支援

(本編P53~P60)

犯罪をした人等

の特性に応じた

指導·支援

(1) 高齢者・障がい者への支援

- ・ 医療・介護等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進
- ・ 障がい者相談支援センター等による相談対応 など

(2)薬物依存を有する人等への支援

- ・ 依存症当事者グループプログラムや依存症家族教室の実施
- ・ 行政と医療機関等の連携した回復支援 など



(1) 少年非行・被害の未然防止への支援

- ・ 少年サポートセンター等と連携した巡回指導や声かけ活動の実施
- ・24時間体制による子ども・若者からの相談対応など





- ・ 学校教育コンシェルジュによる相談対応と専門的助言
- ・ 保護者に対する就学費用の援助 など



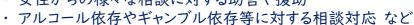


・ 生活指導を要する児童への助言・指導 など





・女性からの様々な相談に対する助言や援助





2

就労の確保に 関する支援

(本編P40~P46)



・ コレワーク等と連携した協力雇用主制度に関するセミナーの開催 など





(本編P61~P67)